## 十一　生野銀山附き天領と山川奉行の検地

朝来郡一帯が元和元年江戸幕府の天領となるのであるが、これは生野銀山を幕府の財源として確保するためであった。そして旧朝来町、和田山町、山東町は生野銀山に働く役人や人夫（下財）たちの食料や賄に充てるために　年貢を徴収する農村として確保されたのである。天領下の農村には、定められた年貢米を生野の米蔵に運び込む「生野口御蔵納」という年貢の納め方が支持されている。

初代の代官は間宮新左エ門という役人であった。慶長五年（一六００）から元和元年までの十五年間務めている。このころは生野奉行と呼ばれており、享保時代から代官となっている。間宮奉行までは織田信長・豊臣秀吉の命じた奉行がいた。間宮奉行は初代奉行として活躍し、特に徳川方が大阪城を攻めたとき、大阪城の堀の水を抜くのに銀山の江府を連れて大坂にはせ参じ、大阪城落城に貢献して，工夫ともども恩賞をもらい大いに実績を上げた。

間宮の後奉行となった山川が自分も実績を上げようと検地を厳しくし、年貢の上納を増やし、新たに課税対象の作物などを増やし農民の生活を圧迫している。元和四年の山川検地である。その無理と，暴政の結果農民の代表の直訴により死罪となるのである。